

衆・法務委員会 質問事項

2014年11月5日
階 猛（民主党）

- 1 本年は司法試験合格者数が減少しているが、これは合格の水準を満たすと考えられる者が減少したということか。

→ 上川 法務大臣

- 2 司法試験の合格者数がどの程度になるのかについて受験者の予測可能性がない状況だと、ますます受験者が減ってしまうと考えられるので、早急に司法試験合格者数についての目標を決めるべきではないか。

→ 上川 法務大臣

- 3 平成21年3月31日付けの閣議決定においては、司法試験における法科大学院修了者の合格率と予備試験合格者の合格率を均衡させることが求められているのであるから、予備試験の合格者については更に増加させていかなくてはならないのではないか。

→ 上川 法務大臣

- 4 弁護士会やビギナーズネットの主張に、司法試験に合格しても経済的理由から司法修習を受けられないというものがあるが、法務省及び最高裁判所が連携して実態を調査すべきではないか。

→ 上川 法務大臣

- 5 現在、司法修習の終了時期は12月となっている。そのような現状では、企業採用の時期と異なり、企業側としても司法修習終了者を採用しにくい。司法修習期間を1年3か月とすれば、3月末までの司法修習となり、4月からの就職が容易になると思われる。司法修習の期間を3月末までとするよう、裁判所法を改正し、修習期間を伸ばすべきではないか。

→ 上川 法務大臣

6 法科大学院の定員は、少なくとも200名程度まで削減するべきでないか。

→ 丹羽 文部科学副大臣

7 法科大学院として、司法試験予備試験の存在を敵視するのではなく、司法試験合格者を法科大学院出身者で独占できるように、法科大学院の教育の質の向上に取り組むべきではないか。

→ 丹羽 文部科学副大臣

8 法科大学院の定員削減にあたり、地方の法科大学院を無理に残すよりも、地方に法曹が根付くことを前提とした、在学中の学費及び生活費を免除できる仕組みを検討すべきではないか。

→ 丹羽 文部科学副大臣

9 司法研修所の弁護教官について、法科大学院の講師等のなり手はあるが、司法研修所の弁護教官のなり手は減少しているように思うが、そのような実態を把握しているか。

→ 最高裁人事局長

10 司法修習のカリキュラムについて、現在は法廷実務が中心となっている。司法修習後、例えば、行政府や立法府で働くことができるようにするために、選択型実務修習において、国、地方自治体、国会、地方議会などの事務局で修習しているというが、それ以外のカリキュラムを含めて、それらの点を充実させるべきではないか。

→ 最高裁人事局長